# 勧 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 第1 本年の給与改定のための改正

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和3年度の支給割合
  - ア 再任用職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分(特別管理職員にあっては0.925月分)とすること。

# イ 再任用職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.625月分(特別管理職員にあっては0.525月分)とすること。

- (2) 令和4年度以降の支給割合
  - ア 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(特別管理職員にあってはそれぞれ1.0月分)とすること。

#### イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分(特別管理職員にあってはそれぞれ0.575月分)とすること。

#### 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和3年度の支給割合12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (2) 令和4年度以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とする こと。
- 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正 特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。
  - (1) 令和3年度の支給割合12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
  - (2) 令和4年度以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とする こと。
- 第2 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応のための改正
  - 1 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正
    - 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成31年山口県条例 第4号)附則第5項から第7項まで及び一般職に属する学校職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例(平成31年山口県条例第5号)附則第5項から第7項まで の規定による給料を廃止すること。
  - 2 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

3 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

4 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

## 第3 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、第1の1の(2)、2の(2)、3の(2)及び第2については、令和4年4月1日から実施すること。